

総合科学技術会議
第5回生命倫理専門調査会議事概要（案）

1. 日時 平成13年7月5日（木）10：00～12：00
2. 場所 三田共用会議所
3. 出席者
（委員）井村裕夫会長 石井紫郎議員 白川英樹議員 桑原洋議員
志村尚子議員
相澤慎一委員 位田隆一委員 香川芳子委員 勝木元也委員
島蘭進委員 曽野綾子委員 高久史麿委員 西川伸一委員
藤本征一郎委員 町野朔委員 南砂委員 鷲田清一委員
（事務局）梅田参事官 竹安参事官 武田参事官 他
4. 議題
 - (1) 諮問第3号「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針について」について
 - (2) 特定胚の取扱いに関する指針について
 - (3) その他
5. 配付資料
 - 資料1 総合科学技術会議 第4回生命倫理専門調査会議事概要（案）
 - 資料2 ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針案
 - 資料3 ヒト胚研究小委員会報告書及び指針案の概要
 - 資料4 指針案に対する意見公募の結果概要と回答について
 - 資料5—1 指針案に対する意見書（前回配付資料）
 - 資料5-2 指針案に対する意見書（島蘭委員追加意見）
 - 資料6 ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律
 - 資料7 「特定胚の取扱いに関する指針（案）」に対する意見募集について
 - 資料8 関係府省の施策の現状

6. 議事録概要

（井村会長）ただいまから第5回生命倫理専門調査会を開催します。本日はこれまで進めてきたES細胞の指針の他に、特定胚の指針にも入りますので、是非ご協力をいただき、審議をできるだけ円滑に進めたいと思います。その他に、各省が現在どのような生命倫理に関する施策を行っているかについても報告し

ていただき、これからの省庁間の連携の問題もご意見をいただきたいと考えています。なお本日から内閣府の武田参事官にもご出席をいただいています。武田先生は、大阪大学医学部の教授で、こちらに週に1～2回来ていただいて、科学技術政策、特に生命倫理の方を中心に担当して頂きたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは資料の確認をお願いします。

(事務局より資料1から8の確認)

(井村会長) まず議事概要ですが、既に先生方のコメントをいただきまして、事務局でまとめています。さらに特段のコメントがなければ、これで確定したいと思いますが、よろしいですか。

それでは、ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針案について早速議題に入ります。前回までに第三章までの審議を終え、第四章の第一節に入ったところで、ES細胞の性質を表すものとして、多能性ではなくて全能性とすべきではないかというご意見がありまして、その結論が出ないままになっています。この点については、島蘭先生から意見が出ていますので、島蘭先生から簡単に説明していただきます。

(島蘭委員) 前回出した資料の中で、今度の指針案は、かつての生命倫理委員会ヒト胚研究小委員会で作りまして、「ヒト胚性幹細胞を中心としたヒト胚研究に関する基本的考え方」に基づいて作られていると理解していますが、どうもその二つの間に食い違いがあるような気がしました。その一番ポイントは、基本的考え方の方が研究に対して抑制のトーンが強い、指針の方ではやや自由に流れているのではないかと感じました。一つの拠り所は、多能性という言葉と全能性という言葉です。基本的考え方では全能性になっていたものが、どうして指針案では多能性になったのかということで、この間の研究の変化によって全能性ではES細胞を定義できなくなったということでしたが、それにしてはずいぶん意味が違いました。どうして短い間にそんな認識の変化が起こったのか、相澤先生、勝木先生、文部科学省の担当官の方にお話を伺いまして、私のような文科系の者にも理解できるようになりました。本当に有り難うございます。その結果は、やはりES細胞の特徴として全能性というものは非常に重要であるということです。その認識に基づいて、修正案を作りました。

(井村会長) これについて、相澤先生、勝木先生あたりから意見をいただけますか。

（相澤委員）島蘭先生は、ヒト E S 細胞は全能性を持つが故にヒト胚に限りなく近く、人の尊厳という対象にかなり近いものとして考えるべきであるという御意見です。従って、培養したヒト E S 細胞をやたら薬で叩いたり、遺伝子を導入したりするのは、ヒトの胚がそうされるのと同じような次元で考えるべきであり、ヒト E S 細胞の使用は有用性とのバランスの観点から極めて限られた場合だけ認められるというお考えで、ヒト E S 細胞に対しても尊厳の念を持つべきだというのが、私の理解した島蘭先生の基本的なお考えです。しかし、私も研究者は、ヒトの胚や個体は、1 個 1 個の細胞がある関係性の下で全体的に組織化されたものを胚なり生命と考えるので、要素がバラバラにあっても同じような次元で人の生命とは考えません。島蘭先生のお考えの様に研究者が E S 細胞を取り扱うことは、あり得ないだろうということを申し上げました。何が人か、何が尊厳かという問題については、次の課題として掘り下げた議論を棚上げしているところがあり、そこに根本的には行き着くのだと思います。しかし、その議論を掘り下げるまでヒト E S 指針は作らないとすると、かえって問題を生じると思います。人の尊厳の議論につなげるという観点で、島蘭先生のお考えに含みを持たせる表現をヒト E S 細胞の指針案に入れたら良いと考えます。その上で、時間のかかる人の尊厳とは何かという根本的問題についての議論を早く始めるとした方が建設的ではないかというのが私の考えです。

（井村会長）言葉として全能性とするのがよいのか、多能性とするのがよいのか、先生はどう思いますか。

（相澤委員）全能性という言葉にすると、この細胞は全能性を持たないから E S 細胞でないとして、指針外として研究が行われるようになってしまうので、私はあくまで多能性という全体を含む概念にした方がよいと思います。しかし、全能性とは、ヒト E S 細胞の象徴概念であるというのが島蘭先生の論理で、全能性という言葉を用いることはできないということになるのだと思います。

（井村会長）勝木先生、何かありますか。前回御欠席でしたので、一言、言いたいのではないのでしょうか。

（勝木委員）E S 細胞の定義について、島蘭先生とずいぶんメールでやりとりしました。島蘭先生のご意見は、私にとって非常に勉強になりました。私も定義としては、人が作り出したものであり、本来のヒトとは不連続になっていると思います。人の尊厳を損なわないように慎重に取り扱うということが第四条に書かれていますが、それ以降はそのことを守るためにどうしたらよいかとい

うことが書かれていると思います。私は尊厳のところでは一番大事なことは樹立のところ、ヒト胚が滅失されることが一番問題で、その後の取扱いをどうしようとする基本的には尊厳は守られていないと考えます。しかし、2年間の議論の中で、それは利益と比べた場合に、あるいは世界的な情勢を見た場合に、ある程度の判断をしなくてはならない、つまり細い道を渡らなければならないのではないかとということが一応の結論でした。それならば細い道を渡っても、どうしても尊厳を守れないところだが、なおかつそれを守るためにはその数を少なくし、我々が普通の常識で考えるグロテスクな使い方をしないことが一番大事な点で、我々が直感的に感じるグロテスクな点というのがそもそもES細胞の持つ全能性や多能性に由来するのだと考えます。従って、全能性であれ多能性であれ、ES細胞の使われ方に出てくる話ですので、私は全能性及び多能性を持つと、ここは科学者としては少し違いますが、この中では明記した方がこの指針については妥当ではないかと考えます。

（井村会長）全能性と言えますか。

（勝木委員）マウスの場合では、ES細胞の本来の出身地である胚盤胞の時期に、周りの胚の細胞を四倍体にして、その胚盤胞の元の位置にES細胞を戻すと、個体が生じます。現実にはキメラでないES細胞だけからの個体が生じるという証明があります。ES細胞それ自身は、皮下に植えたら、脱組織化あるいは非組織化したような奇形種（テラトーマ）になります。

（井村会長）奇形種は全能性とは言えないですね。

（勝木委員）奇形種は全能性とは言えませんが、それを本来の出身の胚盤胞の時間と位置に戻せば、組織化した個体ができる、それは全能性と言えるのではないか。

（相澤委員）ヒトの場合には、証明のしようがないことですね。

（勝木委員）ヒトについては全て証明のしようがないことです。ですから、マウスで行われていることを参考にすることしかできません。

（井村会長）この問題は、ヒト胚全体を通じた問題になりますし、これから特定胚の議論もしないといけないので、その中でまた議論ができると思います。しかし、このES細胞のガイドラインを作るのは、ES細胞の研究を進めていこ

うという基本的な考え方があるわけですから、それができないような形のガイドラインならば、作ることの意味がなくなってしまうと思います。だからその辺のところは、ぜひご理解をいただきたいと思います。

（島蘭委員）先ほど相澤先生は、私の考え方をちょっと極端に言われたと思います。私はヒト胚とES細胞は限りなく近いとは思っていなくて、その間には相当の距離があるが、にもかかわらず全能性を持つ可能性がある、そのことが大きな特徴だと思うわけです。他にも多能性を持つ幹細胞はありますが、全能性を持つということはヒトに戻り得るということです。そういうものに対して、グロテスクということの意味を今後審査委員会などで、倫理的な問題として考えていかなければならない。そのことが明示されれば、研究全てをストップするというにはならないと思います。私がどう考えるかではなくて、国民がそういうことに対してどういう理解を持つかということを深めていって、研究者との対話の中で決まってくる問題ではないかと思います。

（相澤委員）島蘭先生のご意見はそう考えるのかと新鮮でしたので、少し際立たせて言いましたが、具体的にはそれを言い合っても仕方がなくて、具体的な文章にしたときには、あるふくらみの中で双方のことは解決可能であると思います。

（井村会長）それでは、早速ガイドラインの審議に進みたいと思います。前回第四章、第一節の途中まで行きました。それでは、第二十八条から第三十一条につきまして、何かご意見はありますか。

（島蘭委員）資料5 - 2の3ページに私の代替案を準備していますので、ご覧下さい。この倫理指針は樹立についてはヒト胚の尊厳ということで比較的縛りを設けています。使用に関しても、ES細胞が全能性を有することに言及し、基本的な縛り、枠組みにした方が良いという考えで、第二十八条にヒトES細胞はこういうものなので、倫理的な配慮が必要であるという文言を入れてはどうかということが、私が書きました第二十八条です。諮問版の指針案の第二十八条が、私の案では第二十九条になっています。禁止事項に五号を追加したいということです。少し漠然としていますが、「ヒトES細胞やそれから分化した細胞を用いて、人の尊厳を傷つける恐れのある存在を作成したり、操作を行ったりすること」という禁止事項を加えるということです。次の第三十一条ですが、基本的考え方の中の、個別審査をすべき個々に注意すべき事項を指針にも明記するということです。ES細胞を、動物の胎児や動物の成体に入れたりし

た場合に、ヒトと動物の混ざったものができる、そういうことがどこまで許されるのかという非常に重大な問題があると思います。その基準がどういうものがどこにも書いてないので、禁止事項の五号に書こうと思います。こういうことは、具体的にどういう問題が生じるか私にも分かりませんし、科学者の方も分からないと言いますから、少し曖昧な表現ですが、基準を示さなければいけないと思います。できれば解説などで、詳しく示していただければと思います。

（井村会長）この第二十八条の新しいところは、樹立と使用を両方含めて一番冒頭に書くということではだめですか。

（島蘭委員）冒頭の第四条を見ますと、この指針案で最も重要な倫理的問題はここに書いてあります。しかしここには「ヒトES細胞の樹立のために」と限定してありまして、全体に掛かる、つまり第一章に書いてありますが、実際内容的には第二章に入るべきものであって、樹立された後のES細胞にどういう倫理的問題があるかということが第四条には書いていない。

（井村会長）ここに含めて書くということで、どうですか。全体として、ある意味でこれは大原則なわけです。

（島蘭委員）ヒト胚の問題だけで、ヒト胚から取られたES細胞とは何かということがここには出ていないので、別に規定する必要があると思います。

（相澤委員）井村先生のご意見に賛成ですが、確かに今の指針案の第一条では胚のことしか書いてありません。各章に分散して出てくると、お題目にしか思えません。精神的なものに関するもの、人の尊厳に関するものは、胚の滅失も、樹立したES細胞の使用に関しても、第一章の総則のところでは確かに全面的に書き改めるという話になっていたはずなので、全部まとめて包含する形で書いたほうが、むしろ重みが全体的に増すと思います。

（島蘭委員）ヒト胚については、今後法律という形になると思いますが、審議が行われるわけです。ですから、ヒト胚から取られたES細胞をどう研究するかが大きな問題で、それがはっきりすれば良いと思います。具体的にどういう審査すべきかが重要なので、第二十八条においた方が分かりやすいと思います。それを第一章に移動するだけならば、どちらでも良いと思います。

第二条の定義ですが、胚とES細胞が研究上の倫理的問題を生じるという

ことをもっと明確にするために、胚とE S細胞とは何かということを分かりやすく書いた方がよいと思います。第二条の案も説明したいのですが、この間の逐条審議で、第二条一号のヒト胚の定義のところで、井村会長もここは人によっては疑問を持つと言われましたが、どこから胚であるか、人によってあるいは国によって、定義の仕方が違うようですので、ここでは受精卵以後ということをも明記した方がよいと思います。それから、樹立機関とはE S細胞の樹立をする機関だとか、そういうようなことは、大事な定義ではないと思いますので、どこか細かいところに移して、ここには根本のE S細胞とは何かということを書いていただきたいと思います。その際に、基本的考え方では、胚性幹細胞とE S細胞は違うものになっています。つまりE G細胞とE S細胞を合わせて胚性幹細胞という定義になっています。それを明らかにしないと混乱を生じると思いますので、そのこともここに加えていただきたいと思います。

全能性については、全能性を有する可能性があることがE S細胞の特徴であると思います。多能性というのは定義上はミニマムディフィニションです。それに対して、全能性というのはそのものの存在の特徴を示すという意味では非常に大事であると思います。そういう意味で全能性を持つ可能性があるということも入れたいと思います。胚とE S細胞の特徴を明示して、それぞれについてどういう倫理的配慮が必要かということが良いと思います。ですから第二十八条の項目が第一章に入れることは可能性としては否定しません。

（位田委員）生命倫理上何が最も重大であるかということ、ヒト胚を滅失することが一番重要、重大であるということから、ヒトE S細胞に関する問題は始まったと思います。基本的考え方も、この指針案も、そこが一番中心になっている。ヒト胚を滅失するということを中心に、人の尊厳を侵してはならないことになっていると思います。島菌先生、相澤先生、それから勝木先生のご議論の中ではっきりしてきたのは、胚の滅失はもちろん重要なのだが、しかし、E S細胞については全能性を持つということが、もう一つ重大な問題としてでてきているということだと思います。そこで、その修正案をご提案したいのですが、生命倫理上何が問題であるかということは、基本的に一番前の総則のところに置くべきであると思いますので、まず第一条で、「この指針はヒトE S細胞の樹立及び使用が」と、樹立と使用と両方入っていますので、「医学及び生物学の発展に大きく貢献する可能性がある一方で」、の後に、「全能性を持つヒトE S細胞を使用すること等の生命倫理上の問題を有することにかんがみ」を入れて、全能性を持つ細胞を使用するということをここに明示します。それから、E S細胞が何かということは定義の問題なので、第二条の第4項、5項のところで定義します。ヒトE S細胞は、多能性はあるが、全能性があるかどうかについて

てはまだヒトでは証明されていないということなので、例えば4項で、「推定されるものをいう」の後に、「ヒトES細胞は、全能性を有する可能性を持っている」という一文付け加えることができれば、島藺先生の定義の問題については何とかクリアできると思います。その後の第5項で、多能性に並べて全能性の意味を簡潔に書ければ良いと思います。

先ほどから問題になっている第四条ですが、確かに第四条はタイトルが「ヒト胚に対する配慮」ということで、胚の問題だけですので、ES細胞の使用のことも付け加えたら良いと思います。第四条を、「ヒトES細胞の樹立のためにヒト胚を取り扱う際には」に続けて、「及びヒトES細胞を使用する際には」と続けて、「ヒト胚が人の生命の萌芽であること及びヒトES細胞が全能性を有する可能性があることに配慮し」、ここは礼意を失なわないようではなくて、「人の尊厳を損なわないよう、誠実かつ慎重にこれを行うものとする。」という形にすれば、何が生命倫理上の一番大きな問題であるかということが一番前に来ます。島藺先生の案のように第二十八条に入れてしまいますと少しそのトーンが落ちると思いますので、このように提案させていただきます。

（井村会長）勝木先生、今のと関係していますか。

（勝木委員）位田先生のおっしゃることは本質的に私もそう思います。人の尊厳の問題は、定量的に議論できない問題だとは思いますが、単なる精神訓話の問題にすることは厳に謹みたいと思います。そういう意味で、樹立ばかりでなくて、その使われ方も確かに問題であろうということは、位田先生のご指摘の通りだと思いますので、具体的に禁止事項に反映されるということになるのだと思います。それから、ヒト胚の樹立について、人の尊厳について申し上げますと、樹立する量をなるべく少なくするということが反映するべきものだと思います。従って、最初の方にそのことを強く自覚されるような文章であれば、それがよいと思います。

（井村会長）禁止事項で追加が、島藺委員から提案されていますが、それについてはいかがですか。

（勝木委員）全能性という言葉がたくさん出てまいりましたが、全能性によって、全能性のないES細胞がこの指針からはずれてしまうというようなことは大変危惧しますので、それは全能性及び多能性をうまく表現して、可能性のあるものは全て包含するというふうにしたいと思います。

(井村会長)そこは注釈でも付けたらどうでしょうか。

(勝木委員)それも良いと思います。島園先生の第5のご提案は、定義の広いというか定義のあまりないようなことですが、それはIRBなり審査委員会などで議論するときに、新しいことが次々と出てきますので、広い範囲を設けておこうという意図ではないかと私は思います。この文章そのものは少し考える必要はあるかもしれませんが、新しいものにも対応できるようにしておく必要はあると思います。

(西川委員)基本的には、明示できないものは、あまり広く受けてはだめだと思います。ボトムアップでやるのだと、確かに整合性のないことが起こってくるかもしれないが、一つ一つの現象にまじめに対応するのだという立場です。はっきり言うと科学の将来自体についても、私たちは予測不可能です。それを、極めて文科的な曖昧性を持って何かを定義しておけばいいという考え方は、かなり問題があると思います。確かにボトムアップには危険があるということは認識していますが、本当に今目に見えているものをきちっと明記しておく。例えば、4項などさきほど勝木先生がおっしゃった何をしてはいけないかということを示すことによって、その存在の意味を示すという意味でののはっきりとした意志が出ています。例えばヒト胎児のES細胞、一つ一つ説明することも重要ですが、ただ、人の尊厳を傷つける恐れという形で、曖昧に、しかし包括的に何もしてはいけないという考え方自体、基本的に私は反対です。

(高久委員)これは指針ですから、読んだ人がよく分からないことは書かない方が良いでしょう。

(島園委員)非常に具体的なことを西川先生に伺いたいのですが、基本的考え方と、私の案の三十一条に出てきますが、「ヒトES細胞を分化等させて得られた細胞、組織等のヒト胎児への導入、また、それらを導入した動物胚からの個体の産生について」は、厳重に審査すべきだと書いてあります。それから、「動物の成体及び胎仔へのES細胞を導入させる場合」にも、より慎重な審査が必要だと書いてあります。その場合の審査の基準は何でしょうか。

(西川委員)これは、今のIRBのあり方を考えてもらえば分かると思います。例えばES細胞から血液を作ったとします。その血液を患者さんに注射するという治療、例えば酵素作用です。その時に、ES細胞がどこから来たのかという問題が議論されることは多分ないと思います。その存在の上で、禁止事項が

明示されているわけです。すなわち、ヒト E S 細胞から生殖細胞の生成は、E S 細胞からは個体は作らないこととされているし、動物を使って個体産生があるかどうかは、そういう意見があるとしたら、I R B で引っかかると思います。私が言いたいのは、こういうものは科学者が自分自身をどう自覚するかに基本的にかかっているということです。こういうことをやりますという、はっきりとした科学者側からの意志を、逆に I R B が判断されるという形になって、その時に指針という形で禁止が明示されている場合には、明らかに個体産生に繋がることはいけないということが考えられていると思います。

（島蘭委員）つまり個体産生に繋がらないことは、基本的に禁止していないと思います。しかし、勝木先生の言葉でグロテスクなと言われましたが、E S 細胞と動物が混ざってできてくるようなものについて、例えば京都大学の I R B では、文科系の方も関わって審査すると思いますが、どういう基準があると皆さんで議論なさるのか。

（西川委員）クローン法の時も同じですが、科学者側から見た議論は、可能性と目的です。そこに関して議論され、それはだめという議論になるか、良いとなるかは、その場の人が背負っている文化が決めるものだと思います。もう少し分かりやすい例は、この 6 月にドイツのブンデスバーグで 4 時間の議論をやって、ノーという決断もあるわけです。E S 細胞の使用をドイツでは連邦議会でもノーと言ったわけです。私たちは民主社会に住んでいるのですから、基準があって、それで全てが判断されると考えるのは間違いだと思います。

（位田委員）2 つ問題があると思いますが、一つはこの指針の中に、分からないことまで書くかどうか。禁止の問題ですから、分かっていることだけを書いておいて、その後どういう発展があるか分からないから、それは書かないでおこうという形にするのか、分からないことであっても、先ほどグロテスクという話が出ましたが、問題がある事項がもし仮に将来出てくれば、それは止めないといけないので、その可能性を書いておくか、そのどちらかの選択の問題であると思います。西川先生が言われたように、科学者が自覚していれば問題はないのですが、問題はこれまでの歴史の中で、そこは必ずしも確保できなかった。そのために生命倫理の問題が出てきているのだと思います。従って、科学者がディスクロージャーすれば、社会の方が全部受け入れるべきかどうかは、社会の側の議論が必要で、科学者の自覚だけでは、歯止めになり得ないと思います。

もう一つは、この指針をだれが使うかというと、科学者と、同時に倫理委員

会がこれを基準にして判断をするということです。現在の第二十九条の禁止事項からはずれるものについては、どうするのかという明らかな基準がない。そういう意味でいえば、将来どういうことが起こるか分からないということも含めて、何らかのガイドになるようなものを入れておく方が倫理委員会にとっては良いのではないかと思います。島藺先生の方から提案されている第三十条の五号、「人の尊厳を傷つけるような恐れのある存在を作成したり、操作を行ったりすること」という表現が正しいかどうかは別としまして、人の尊厳を傷つけるような使用について、IRBで人の尊厳を傷つけるような行為だということで、禁止ができるような可能性を残しておくべきではないかと思います。

（勝木委員）私も位田先生のご意見に賛成です。なぜかというと、例えば特定胚の指針案が発表されましたが、翌日新聞は3つはできるのだという反応をしました。文科省の説明を聞いたとき、あるいは我々クローン小委員会及びヒト胚研究小委員会で議論したことは、基本的に原則禁止でした。その上で、これについて徹底的な議論をしようという、本来のIRBの姿をそこにしようというのが、あそこにあったわけです。そういうことから考えると、将来どういうものが出るか分からないから、それを放置するのではなくて、それをちゃんと議論の対象にするということを入れると、その基準は人の尊厳だと書いておくことは、大切ではないかと思います。

（西川委員）特定胚の問題まで行ってしまうと、問題はちょっと複雑になるかもしれませんが。科学的な可能性として11種類の特定胚が示されると、その11種類に関して、今の私たちが住んでいる社会や文化がどこで線を引こうかという作業をしました。それに関しては、その社会が最終的に線を決めるのであって、完全に認めるわけです。それはもちろん、IRBがどのくらい高い議論を1個1個についてできるかどうか、確かに難しい問題がありますが、基本的なスタンスはやれるという方向での提案に対して、今のはっきりとした一つのコンセンサスとして、そこに線を引くという形で、入れていくというのが指針に対するIRBの判断だろうと思います。その時に、はっきりと明示できるものは、明示した方がよいと思います。初めからIRBというのは基本的に曖昧な部分を含めて考えますよというスタンスであれば、わざわざある指針は曖昧なものがあり、ある指針には曖昧なものがないというのは、私は理解できない。

（文科省）禁止事項だけが禁止されているわけではなくて、その前の第二十八条を見ていただきますと、研究の目的を「ヒトの発生、分化及び再生機能の解明」、「新しい診断法、予防法若しくは治療法の開発又は医薬品等の開発」と限

定しています。それから二号で、「前号に定める研究において科学的合理性及び必要性を有すること」とありまして、人の尊厳を傷つけないことというのはなかなか指針として曖昧性があると思いますが、二号の方で、科学的合理性及び必要性がないものは使ってはいけませんということで、この第二十八条と合わせて読んでいただくといいと思います。

(相澤委員)それでだけは納得できないというのが、一般の意見だと思います。それでどうしたらいいかということですが、私は第五号を加えたらいいと思います。ただし、「人の尊厳」がやたらと出てくるのは、かえって尊厳の価値を下げるので、それには反対で、むしろ「ES細胞やそれから分化した細胞を用いて、第一章の目的に反する研究」としておけば良いのではないのでしょうか。

(井村会長)先ほどから議論を聴いていますと、2つの立場がありますね。このガイドラインで、極めて厳しく細かいところまで決めようという立場と、IRBなり文部科学省に将来設置される委員会の良識にできるだけ委ねようという考え方と、両方あるように思います。基本的には科学の世界ですから、やってみないと分からないことが非常に多いわけです。ですから、このES細胞を取り扱う精神をできるだけ分かりやすく、冒頭に書いておいて、それに則ってIRBなり文部科学省の委員会が判断をされるという方がいいのではないかと、私は基本的には思っています。修文に際しては、この後ご意見を伺いますので、その時どうしてもやっぱり追加する必要があったら、それは追加することにやぶさかではありませんが、ここはあまりはっきりしたことは書けないわけです。だから一から四号までは極めて明快に禁止事項が書いてありますが、五番目が極めて曖昧になるので、その書き方は難しいかと思いますが、不確かなことがいっぱいありますし、基本的には倫理委員会の関係者の良識に委ねるところが多いのではないかと感じています。

(島蘭委員)今の座長のまとめ方に若干議論の進み方と違うところがあるのではないかと思います。つまり、細かい言葉で規定しようというのではなくて、大きな方針を明示しようということです。

(井村会長)そういうふうに私は言ったつもりです。特に精神をきちんと理解してもらおうようにしようということです。このES細胞の樹立及び使用に関する倫理的な問題、精神的な問題を、第一章に文章をきちんと書いて、それを中心にして、議論をしていただくと私は申し上げたのです。

（島園委員）第二十九条の五号に関しても、入れた方がよいという考えが、多かったように思います。

（石井議員）私は、禁止事項として内容の漠然としたものを列挙するのが適切であるかどうかは、やはり疑問を持ちます。もし書くとすれば、第三十五条の倫理委員会の仕事の中に、「適否を審査する」と書いてありますので、もし必要ならばそういうところに、島園委員の言われるような趣旨が入れば、それでいいのではないかと思います。

（勝木委員）今の石井先生のお話ですが、普通の法律と違うところは、非常に急速な進歩、新しい局面が出ています。例えばマウスを使いますと、血液幹細胞からいろいろな細胞に分化することが分かってきた時代であり、これがES細胞と同じように使いうる可能性が出てきたわけです。これもある種の発見だと思うのです。どのようなことが起こるか分からないということが一方であり、それこそまさに中心テーマになり得る。それを確認するのにヒト胚を使うことは良いのか悪いのか。あるいは基本的には再生医療の問題についても、その持つ能力がそのままでは奇形腫であるということから出発すると、その問題が中心の議論になってしまいます。そこに新しい問題があるわけですから、そういう意味で残しておく方が、この場合には適当であると私は思います。法律家の先生が、そちらの方が読みやすいということであれば、後ろの役割の所の判断の中にきっちり具体的に書く。具体的にというのは、尊厳に関するルールについて書くということです。

（石井議員）禁止事項の中に中身のぼやとしたものを入れてしまいますと、これは、広い意味での罪刑法定主義との関係で問題が出てくるのではないかと。町野先生に伺いたいのですが、これは最後はサンクションがありますね。

（文科省）サンクションとしては、公表とかその程度です。

（石井議員）どこまで刑罰かということが絡んでくることは別ですが、中身のはっきりしないことをやって、事後的にそれは禁止事項だとされてサンクションを受けるとなると問題ですから、倫理委員会の事前審査でチェックをする形の方が良いと思います。

（町野委員）私は禁止事項の中に入れるのはおかしいと思います。禁止事項というのは、入り口のところで申請するまでもなく意味がないということなので、

何が人間の尊厳に反する計画であるか議論をしなければいけないのに、それも封じようとするわけですから、それは体系的にも合わない考え方です。そして倫理委員会の審査の中で、第三十五条の方で一応書かれていることです。本指針に則し審査をすることになっていきますから、本指針に則しという中に本指針の内容をきちんと書いて、もしそれが足りないということだったら、本指針の特に人間の尊厳を書かれるというのが筋道だろうと思います。それは一つは書いても全然意味がないですね。意味のないことを書くと、人間の尊厳の大安売り、お題目主義と取られる可能性があり、もう一つは何が人間の尊厳に反するのか人によってかなり違って、私は基本的なところで合意が得られているとは思っていません。それはこれから議論することが必要なので、それをIRB、ないしはさらにこれはIRBの承認を受けた後、さらに大臣にまで行きますから、そちらの方でさらに審査を受けることになります。その過程で議論することが大切だということで、最初から人間の尊厳という葵のご紋のように差し示すというのは、妥当でないと思います。

（井村会長）それでは、ここは禁止事項には入れない、その代わりにIRBの審査のところに、精神が分かるようにするということで良いですか。

（島蘭委員）ここは禁止事項となっていますが、実はES細胞を使用するときはどういう問題があるか、その審査のポイントとなるところを示しています。禁止事項というスタイルを変えて、どういう項目に基本的な問題点があるのかを示しておくように変えれば良いと思います。人の尊厳という言葉は、合意が得られていないからこそ、IRBなり文部科学省の審査委員会なりで、一つ一つじっくり議論していただくという趣旨だと思います。ここに1項五号を入れていただくようお願いいたします。

（井村会長）禁止事項は禁止事項として入れたいわけですね。人によって違うのではなく、頭からやってはいけないわけですから。

（文科省）第二十八条に入れた方が良いでしょう。人間の尊厳とかどうかはありますが。第二十九条は、やってはいけないこととして限定的に書きたい、それ以外のことについては、第二十八条の使用の基準の方で判断していただきたい、IRBで議論していただきたいです。

（井村会長）この問題については、もう一度文章の案を作って、みなさまにお返ししますから、その時どうしても変える必要があったら、ご意見をいただき

ます。私は基本的な姿勢としては、I R Bなり文部科学省の委員会の判断に任せざるを得ない問題であると思います。このE S細胞のガイドラインの精神だけは、特に第一章にきちんと書いていただいて、それを守っていただくということ以外にあまり書けないのではないだろうと考えています。意見の相違がいろいろありまして、両方ともよく理解できるのですが、やはりガイドラインとして出すのに一番適切な形にしたいと思います。それでは使用の体制のところ、第二節。

（事務局より第二節、第三十二条から第三十五条関係）

（井村会長）第三十五条につきましては、先ほどから意見が出ていましたし、島蘭委員からも、追加としてヒト胚性幹細胞を中心としたヒト胚研究に関する基本的考え方を入れるべきだという意見が出ています。これについてご意見を伺いたいと思います。

（位田委員）第三十五条「使用計画について本指針に即し審査を行い、その適否」のところを、「本指針に即し」の後に、「科学的合理性と必要性及び倫理的妥当性について審査を行い」とすれば、人の尊厳の安売りにならなくて良いと思います。そうすると全部カバーできると思います。

（井村会長）他にありましたら後でご議論していただくことにしまして、使用の手続きに行ってください。

（事務局より第三十六条から第四十二条、及び附則関係）

（井村会長）それではご意見をお伺いしたいと思います。

（相澤委員）使用責任者、樹立機関、使用機関、提供機関というのが、概念としては区別されていますが、實際上どう考えているか、具体的な例を下にお聞きしたいのですが。例えば熊本大学では、発生医学研究センターでヒトE S細胞の樹立をしようと計画してますが、樹立の長にセンター長になるのか、学長になるのか。もし学長であるとする、3つとも全て同じ人が長になるのは、ものすごく変な気がします。そうかといって樹立機関の長をセンター長にすると、樹立機関の生命倫理委員会をセンターに設けなければならなくなります。そういう問題が具体的には起こる可能性がある、ここに書かないまでも、補足で分かりやすく文科省から明示していただけたらと思います。

（文科省）その通りでして、熊本大学以外でも、少なくとも樹立機関と使用機関が同じ研究所内ということがあり得ますので、そこは別途解説に書きたいと思います。やってはいけないということとはできないと思いますが、樹立責任者と使用責任者は違う方にさせていただかないといけないと思います。また、提供医療機関と、樹立・使用機関のIRBを別にさせていただかないといけないと思います。樹立と使用は同じ機関内ですので、同じIRBということとはできると思います。

（相澤委員）そこは実際きちんと想定して考えておかないと、生命倫理委員会というのは、みんな同じような人がやっていて、骨抜きになってしまうということ考えた方がいいと思います。

（井村会長）今の熊本大学の例ですと、樹立する人と、使う人が同じ研究センターに属している。京都大学でもそうです。そうすると、責任者は別になるが、IRBが同じになる可能性があるわけですね。IRBは両方見通して判断すればいいのだから、同じでもいいのではないのでしょうか。

（勝木委員）提供機関と同じになることはありますか。

（文科省）提供は医療機関になりますので、熊本大学であれば大学病院になるので、病院内にということを考えています。

（相澤委員）病院も医学部の下に属するので、全部生命倫理委員会が同じになってしまう可能性があります。

（井村会長）少なくとも樹立と使用に当たっては、提供と分かれるように別のIRBを作ってもらおうということですね。

（位田委員）本当に提供と樹立・使用と別々のIRBを作らなければならないか、現実性の問題と、その必要性の問題と両方あると思います。ただIRBというのは、ある意味では中立的に判断をするので、提供機関のIRBだからこういう結論がでる、若しくは樹立・使用機関のIRBだからこういう結論がでるとは、先見的には言えないと思います。そこは提供の問題については、この指針の第二章に従って、一つのIRBが判断をし、かつその同じIRBが樹立も使用もそれぞれこの指針について判断をするということで、私は、もし病院

の中で提供をし、樹立をし、使用をするということがあっても、IRBさえきちっとしていればという条件ですが、構わないのではないのでしょうか。

（勝木委員）樹立のところが非常に重要な問題だと思いますので、使用についての判断が分かれていないと、強く影響を受けることがあり得ると思います。骨抜きになってしまうのでは、こんなに苦労した意味がないという気がします。

（高久委員）樹立の場合、当然目的があるわけです。ですから、樹立と使用のIRBは同じで構わない。提供は、なんのために提供するかというと、樹立して使用するために提供するので、必ずしも厳密には分ける必要がないのではないか。同じ内容を審査するのではないか。

（西川委員）私もそれでいいと思うのですが、実際の大学病院の付属のIRBを考えると、深い議論ができるかということに関して危惧を感じます。年間200例の肝移植の審査をIRBでやらなければならないという話になったときに、これが入っていること自体確かに問題なのです。

（高久委員）肝移植の場合、一例一例をIRBでやらなければならないのですか。生体肝移植の場合、一例一例やっていたは大変です。

（相澤委員）一番極端なケースで、ある病院で提供して、樹立して、使用する場合には、その病院の一つの生命倫理委員会で全てやっていいのかどうか。

（文科省）情報保護の関係がありますので、提供医療機関と樹立機関の間では、患者さんの個人情報が行かないようにということです。IRBの場合は機関内の先生方が入っている可能性が多いので、もし患者さんの情報を知っていた場合に、同じIRBではまずいものですから、それで樹立機関と提供機関のIRBは分けたいと考えています。

（井村会長）今のような形が望ましいですね。大学で、もし一つしかなければ、別に樹立と使用に関するIRBを作っていただいて、そこで匿名性が保てるようにしていった方がいいということですね。

（曾野委員）どちらでもいいことで、今更先生方を混乱させることはないのですが、「樹立」というのは、どこから来た言葉なのですか。非常に不思議な言葉だと思います。「コンピューターを立ち上げる」これも変な言葉です。まあ、我

慢するということによいのですが。樹立ってなんですか、もとの英語は何でしょう。

（西川委員）e s t a b l i s hです。

（曽野委員）そうですか。でも樹立というのはだいぶ抽象的な問題で、大変素人としては、違和感を覚えつつ、慣れようと思います。

（井村会長）先生は、やはり言葉の専門家だから、いろいろあるかもしれませんがね。derived という英語もありますね。それもまた違った意味になっています。

（勝木委員）言葉の問題ですが、文部科学大臣が確認するとありますが、確認ということは、許可とか承認とかなり違うと思います。申請・許可制ということと、確認して届出制になるということは、かなり縛り方が違ってくると思いますが、この場合に使われている確認という言葉、あるいは認めるという言葉の意味を、正確な用語に直した方がいいのではないかと思います。

（文科省）まさに正確ということで「確認」という言葉を使っています。許認可というのは、法律に基づく権限ですが、本指針は法律に基づいているわけではないので、基本的には行政指針、いわゆる行政指導ですので、許可とか認可とか承認という言葉は使えません。「確認」というのは、この指針にあっているかどうか、事実を確認しますということです。

（石井議員）みなさんご存じの例でいいますと、建築確認申請というのがそれに相当しまして、建築基準法に合致しているかどうか、でも合致していなければ家を建てられないです。確認がおりませんので、事実上、同じだと理解していいと思います。法形式の上でいうと、やはり国民の権利を規制するためには法律の根拠がなければならない。これは法律ではありませんので、「確認」という言葉を使っているのだと理解してください。

（志村議員）ほとんどこの調査会を欠席したものですから、前にご説明があったはずだと思うのですが、こういう重大な問題が、法律に基づいてないというのは、どういう決定なのですか。

（井村会長）これはいろいろな立場があるのですが、できるだけ法律で縛りたくないという考え方が一つあるわけです。だから、本当にやってはいけないと

ころは法律で規制し、その他はこういうガイドラインを作って、みんなで自主的にやっていきましょうというのが、基本的姿勢としてあるわけです。後でできますが、次の特定胚の問題は法律に基づいています。しかしES細胞は全く法律に基づいていない。そういうものは遺伝子の研究その他いっぱいあるわけですが、それを全部法律で縛るということはなかなか難しい問題です。ここは法律で縛らないでやろうということになりました。しかし、議会におきましては、もっと広くヒトの胚全体を法律で縛るべきではないかという意見もでましたので、それはこの生命倫理専門調査会で引き続き議論をしないといけないところですが、一方では今申し上げたように、アメリカなどは一切なにも縛らないというのが原則です。そこは国によって考え方が違うわけですが、この問題は、そういう意味で、法律ではない形でやっています。

(島蘭委員)今アメリカの話がでましたが、今アメリカではどちらかというと、国費は出さないという方向で動いています。日本でこれを認めれば、ES細胞の研究に国費を出す珍しい国、他にもあるかもしれませんが、世界の中では少数派になるのではないかと思います。

(井村会長)いいえそんなことはありません。ヨーロッパは全部ですし、ドイツはまだですが、ドイツも輸入は認めるという方針のようです。

(西川委員)基本的な姿勢ですが、去年イギリス、オランダがはっきりとしたガイドラインでOKになりました。ドイツはブンデスタークまで行って、ノーという結論がでています。フランスは一応科学技術省の方で、生命倫理法そのものの見直しをしています。そして、アメリカは要するに何も作らない。もともと自由の国、自由を尊ぶ国ですから。カナダはイギリス風のガイドラインを作っています。先進国で議論されてきているところは、資料を持っていますから、見ていただいたらいいと思います。議論されている段階と、私の印象ではポジティブな感じです。

(島蘭委員)国が出費する場合に、法に基づく承認を与えないで良いというのは、他の国にありますか。

(西川委員)ドイツの場合一番問題になったのは、アメリカから買ったES細胞についてグラントがでました。グラントについて地方政府はOKで、地方政府がグラントを出すわけです。しかし、ブンデスタークまで行って、その決定は凍結となった。ですから結局規制という問題の行政指導のあり方は、政府資

金をどういう形にするかということであるとは私たちもイメージとして持っています。それを法律にするかどうかは別ですが。

（島蘭委員）イギリスの場合は個々別々の研究計画に対して、国のレベルで審査するわけです。日本の場合はそれが出来ないということです。

（西川委員）いや、審査するはずですが。

（井村会長）文部科学省において審査をしますし、それがないと研究費の方にも影響を受けると思います。

（勝木委員）島蘭先生がお聞きになっているのは、「確認」に、どのくらいの効力があるのかということだと思います。イギリスは許可制ですから、明らかに許認可の話になるわけです。日本の場合は「確認」という言葉で象徴されるようなことですから、それが実態として、先ほど石井先生の説明で大体分かりましたが、外形的な整合性を見るということですね。

（井村会長）実態としては許可制とあまり変わらない形になると思います。文部科学省からノーと言われたら、実際できないでしょう。

（勝木委員）それはよく分かります。組み換え DNA の場合もそうですから。「確認」が一番いいのかどうか別の言葉が見つかりませんが、そこははっきりと説明でもいいですから、する必要があるのではないか。ほとんど許可制に等しいと思うので、むしろ表現されることによって、それが棄却されるのでは困るので。

（文科省）事実上これは審査を受けないと、やってもらっては困ります。当然科研費等の条件に入れますので、この審査を受けてない研究費の申請は、却下されます。

（相澤委員）それは大きな意味を持つので、確認をしたいのですが、確認を得て、認められたとき以外、科研費の申請自体ができないということですね。

（文科省）科研費の条件に入れていただきます。

（相澤委員）確認を得る予定でもって、申請をできないということですね。

（井村会長）組み換え DNA の場合と同じ話になるのですか。

（文科省）組み換え DNA と同じようにしたいと思っています。

（相澤委員）確認を得ていない限り、科研費の審査の対象にならないということですね。

（文科省）申請中ではだめということです。

（西川委員）公費が今のような形で問題になるときは、十分なディスクロージャーを含めて議会にいて、極端な例でいえばドイツのような判断があってもいいと考えます。

（井村会長）イギリスの場合には、法改正をしてやったわけですから、日本とは違います。

（勝木委員）審査委員会の構成について、どういう方を入れるかということが書いてありますが、文部科学省あるいは総合科学技術会議にある審査委員会を立ち上げるときに、どういう構成にするかということがこの中には全く触れていないように思うのです。それはきちんと全体に則った構成にしておかないと、一番重要なところのような気がします。

（文科省）まだ省内で立ち上げていません。ここでの審議を経ないで立ち上げるのはどうかと思ひまして、立ち上げていません。構成の条件は書いていませんが、倫理審査委員会ですので、ここに I R B の要件がありますが、法律、生命倫理、生物、医学の分かる方に入っていただこうと考えています。

（勝木委員）それはやはり書いておく必要があるのではないですか。

（文科省）この指針は、目的に書いてありますように、E S 細胞の樹立と研究が適切になされるようにということで、我々としては文部科学大臣は科学技術・学術審議会の生命倫理安全部会の意見を聞きなさいというところなので、それ以上はと思っています。

（井村会長）そこまで書くかどうか問題ですが、これは議事録に残しておいて、

そういう形で考えていただくとと思います。高久先生が文部科学省の生命倫理の会長さんですから、ぜひ、その線で考えて下さい。

（島蘭委員）この指針案の一読の感じですが、基本的考え方で充実した議論したことが、全て指針に反映できないのは当然だとは思いますが、基本的考え方と比べてやや緩くなってしまったようで、不安を感じています。この中に、この指針は基本的考え方に基づくものであり、従って、基本的考え方に立ち戻って、審査、あるいは参照をするべきであると入れて下さい。また解説も書かれるということなので、解説も参照しながらということ、どこかに書き込まれたらと思いますが。いかがでしょうか。

（相澤委員）私は、島蘭先生とちょっと意見が違って、基本的考え方とこの指針案が、それほど大きくずれているとは理解していません。しかし、そのことをいつまでも言い合ってもしょうがないので、次回には今までの議論を踏まえた修正案をいきなりここに配るのではなくて、予め配布していただいて、それに対する個々の委員の意見をもう一度予め出しておいていただいてから、議論するようにしていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

（井村会長）私の言いたいことを相澤委員に言って頂きましたので、そうしたいと思います。今までいろいろなご意見をいただいて、一致しないところが当然あるわけで、それは仕方のないことですが、多くの方の意見をできるだけ組み入れながら、しかし、ガイドラインですから、読んだ人が分かりやすい、実質的なものでないといけません。そういう形の案を事務局で作っていただき、前もって配布しましたので、お読みいただいた上で次回最終的に決定したいと思います。これは文部科学大臣から諮問を受けていますので、いつまでも答申ができないというのは非常にまずいですから、次回にはまとめにして、答申をすることにしたいと思います。

それでは次の議題に進みます。特定胚に関する指針についてです。これは先月の6月23日にクローン技術規制法が施行をされて、その中で特定胚の指針を文部科学省がまとめて、パブリック・コメントを現在しているところです。この指針案は、パブリック・コメント後、総合科学技術会議に諮問されることになっています。またここでご議論いただいて、その結果を答申しなければいけない。しかも12月5日までに文部科学大臣はこの指針を公表しなければいけないので、11月には文部科学大臣へ答申をしないといけませんという限られた時間内での作業になると思います。作業の進め方につきましては、次回にご相談したいと思います。今日は文部科学省の方から、簡単に説明をしていた

だきたいと思います。

（文科省より、資料6と資料7に基づいて説明。）

（井村会長）法律で禁止しているのは、個体を作るところだけでしょう。だから人クローン胚そのものを法律で禁止しているわけではないので、そこはちょっと間違わないで下さい。

（文科省）資料7の「胎内（子宮）への移植を禁止」で大きなバツテンで書いてあるところが法律で禁止しているところです。

（相澤委員）法律で禁止されていることと、この指針で禁止しようとするものと、分けて説明して下さい。

（文科省）法律では胚を戻すことを禁止していますが、胚は作ることと研究することは指針で決めることになっています。

（相澤委員）説明が違っていると私には思えるのですが、人クローン胚については、法律で胎内に戻すことを禁止する。この指針でクローン胚を作ること自身も認めない。そうではないのでしょうか。案ではどうかということを同時に言っておいて下さい。法律で禁止していることと、この案ではこれも禁止しますという、案で結構ですから。

（勝木委員）一番右に書いてある指針で禁止というのはどういう意味ですか。

（文科省）それは胚の母胎への移植です。法律で禁止しているのは、上の4つの胚で、5つの胚は指針で母胎への移植を禁止しています。それからどうしてある条件の下で研究が認められるのかといいますと、有用性顕著だということです。有用性顕著というのは、基本的考え方という報告書に書いてあるものです。一番上の人クローン胚に有用性顕著と書いてありますが、これについては指針案では、研究をしてもいいとは書いていません。といいますのは、有用性顕著というのはあるが、一方でヒトの卵子を使うということがあります。従って、ヒト性融合胚で当面は代替できるのではないかと報告書に書いてありますので、人クローン胚については研究をしても良いとはしていません。

（勝木委員）クローンとヒト胚小委員会で議論をして、最終的な報告と、かな

り逸脱しているような気がしますので、私は意見を述べます。

（井村会長）法律の段階で変わりました。法律を作成するときにはどうしても、法制局と法律の専門家の意見が入ってきます。その段階で最初の生命倫理委員会の報告とはやや違った形になっています。我々が決めたことはもちろん基本的には入れられているわけですが、法律を作るとなると、その側の意見が入てきまして、それからまた議会でもいろいろな意見、議論がでまして、そういったものを入れて、少し変わりました。そこは我々の思う通りにならないことはご理解いただきたい。

（勝木委員）しかしながら、基づくべきものはやはり。

（井村会長）基本的には、入れられているのですよ。細かい点でいろいろ。

（勝木委員）細かい点とおっしゃいますが、非常に本質的な。

（井村会長）細かいかどうか分かりませんが、法律の専門家から見ると、あの案をそのまま作ることとはできないということで、そこでやりとりがずいぶんありました。

（勝木委員）それはよく存じていますが、ディテールについて本質が見えてくることがありますので、意見を述べさせていただきます。

（井村会長）それは結構ですが、法律はそうなっているということだけは、ご理解頂きたい。議員の間から、付帯決議もついています。それから、今日話してもらった3つを文部科学省は議論をして欲しいということで、ヒト性融合胚、ヒト胚核移植胚、動物性集合胚の3つについては、条件付きで認めようというのが今回の文部科学省の案です。それ以外に非公式ではありますが、文部科学省の大臣政務官から試験管内の人クローン胚についても、議論はして欲しいということを要望されています。当分やらないと日本では決めたわけですが、ご承知のようにイギリス、カナダがこれを法律で認めています。フランスは認めるか認めないか、揺れています。そういう国際的な状況がありますので、一応は議論はして欲しいということを非公式に申し入れを受けました。だから、ここでみなさんのご意見をいただいて、今回はそれは全然認めないということでも結構だと思うし、そこはご判断をいただきたいと思います。

（勝木委員）基本的には特定胚だクローン胚だということがそれぞれ議論されてきているわけですが、何遍も議論されたことはヒト胚全体の取扱いについては、それは参議院の付帯決議に書いてありますので、そのステップが先にでてこないと、非常にプロセスがわからない。事実はよく分かりますが、私の良心としての役割としてはそれに対して、異議を申し立てるとするのは当然の義務だと思っていますので、是非よろしくをお願いします。

（井村会長）一つの問題は、ES細胞に関して文部科学大臣から諮問を受けて、ヒト胚の考え方がまとまるまで、答申できませんというわけには行かないわけです。受けたらこれはできるだけ早く答申しなければいけない。それから、おっしゃるとおり特定胚の前にヒト胚全体の議論をした方がいいと思っていますが、生殖医療まで全部含んでいますから、非常に時間がかかると思います。ところがこれは法律で12月までにガイドラインを作りなさいと指定されていますので、やや順序が逆になっていますが、その点をご理解をいただきたい。最初は、ヒト胚の議論も平行してやりたいと考えていたわけですが、現実にはガイドラインに時間がかかってしまい、それができなかったということはご理解いただきたいと思います。

（位田委員）それではいつどこでヒト胚の問題を議論し始めるかという問題がでてくると思うのですが。

（井村会長）それは次回に。

（位田委員）特定胚については法律で決まっていますので当然先にやらなければなりませんし、それからES細胞は諮問があったので、それなりの対応をする。そうすると問題は、他の省庁からまた別の問題がでてきたときには、どうしてもヒト胚の問題は後回しにされるという危惧もあります。ここで議論することはもちろん重要なのですが、例えばワーキング・グループを作るなど、どこにどういう問題があるかということをもまずはっきりさせた方がよいのではないかと。というのは、全体で議論を始めますと、議論百出というか、いろいろな考え方がありますので、何らかの手だてをお考えいただければと思います。

（井村会長）今私が考えていますことは、次回特定胚のことを議論していただいて、みなさんがある程度共通の理解を持っていた上で、ご発言をしていただきます。それと並行して、ヒト胚全体の問題を議論しないといけないと思っています。その進め方等はまた次回までに考えて、提案をさせていきたい

と思います。

それから今日は、それぞれの省で生命倫理で検討されていることを報告していただくことになっています。

（資料 8 に基づき、内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省から説明）

（井村会長）それでは、ご質問がありましたら。

（位田委員）これは文部科学省にお願いをするべきと思いますが、これまでの取組で、前の科学技術会議生命倫理委員会の作業がほとんど触れられていないのは、問題があるように思います。これは資料として公表されるわけですから、前の科学技術会議生命倫理委員会ではクローンの問題、ES細胞の基本的考え方、ヒトゲノム研究基本原則という3つの報告書若しくは基本原則を出してまずし、ヒトゲノム研究に関する基本原則というのは、憲法的文書という位置づけをして頂いています。それらがここに全く上がってこないで、これまでの取組が法律指針の作成や運用であるというところから始まっているのは、これまでの我が国の生命倫理についての取組を無視することになります。これは是非、この資料このまま配布していただくのではなくて、次回までに修正して、作成していただきたいと思います。

（文科省）基本的にはそうしたいと思います。文部科学省として、若干遠慮というか、科学技術会議の成果ですから、私どもが書いてしまっているのかというのがあったので、是非どこかに入れないといけないと思いますので、ここによろしければ。

（位田委員）それでは科学技術会議がどこが引き継いだかという問題に多分なりますので、内閣府の方にお願いするべきかもしれません。科学技術会議というのは、元々は首相の諮問機関でしたが、科学技術庁が所管していたというだけの話であって、本来であれば科学技術会議の生命倫理委員会の仕事は総合科学技術会議のこの生命倫理専門調査会が継いだとすれば、内閣府でお願いしたいと思います。しかし我が国の生命倫理の議論の始まりは、科学技術会議生命倫理委員会が97年にできて、それ以降の話ですから、それに言及されない限りは、いくら法律とか指針をこう作っていますといっても、次元が違う話ではないかと思います。

（井村会長）次回までにそれを整理しておいて下さい。今までの生命倫理委員

会は、科学技術会議に所属した生命倫理委員会でありました。ただそれが非常に重かったのは、総理が辞令を出したからでした。他の科学技術会議の委員会とは少し高いレベルのものとしてあったわけです。

（勝木委員）厚生労働省の生殖医療の話は、ここで今後議論されると思いますが、胚の取扱いと極めて密接に関係していると思いますので、それはあくまで独立に話されるものと思うのです。もちろん参考になるものだと思いますので、その位置づけというのを明確にしておいていただきたいという気がします。厚生労働省で行われている報告を拝見しますと、倫理規定のそもそも論というところがあまり重要視されなくて、出たときどういう対処をするかということが非常に多く議論されているように思いますので、私としてはヒト胚の扱いについては、それに必ずしも縛られないということを是非申し上げておきたいと思います。

（井村会長）まだいろいろ議論をしたいのですが、時間が超過してしまいました。今日3省からわざわざ来ていただいてありがとうございました。話を伺ったのは、日本の国全体として生命倫理の問題をできるだけ統一的にやっていかないといけない、それぞれの省はそれぞれのミッションを持っていますから、その範囲でおやりになることもいろいろあるだろうが、しかし今勝木委員が質問されたような胚の問題も、やはり全体としての問題に関わってまいります。それは医療にももちろん深く関わりますが、同時に研究にも関わってくるし、国民全体の考え方の基本にもなってくる。そういう意味でいろいろ重要なものですので、そういったものを全体として、統一して議論をしていく場が必要ではないかということ考えています。しかし、何もかもこの総合科学技術会議の生命倫理専門調査会が引き受けてしまうこともできないわけですし、そこは適切な分業体制を作っていく必要があると思います。今日各省から説明をいただきましたので、それを受けてここで議論をしていただいて、どういう仕組みを作っていくのが一番いいのか、それぞれこの生命倫理専門調査会の役割、それぞれの省がお持ちになっている委員会の役割、その辺を適切にある意味では統合し、ある意味では分化して、やって行くべきであろう。その辺についてはまたお諮りしたいと思っています。

それでは今日の生命倫理専門調査会はこれで終わらせていただきます。時間が延長になってしまい、しかも議論を途中で打ち切ったようになってしまい、申し訳ありませんでしたが、有り難うございました。次回は8月1日、虎ノ門パストラルです。